○矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱

平成23年５月16日告示第33号

改正

平成28年３月４日告示第９号

平成31年２月26日告示第11号

令和５年３月24日告示第18号

矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関し、矢吹町補助金等の交付に関する規則（昭和52年矢吹町規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象機器）

第２条　この要綱において補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものとする。

（１）　住宅の屋根等への設置に適した形状で、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧配電線と逆潮流有りで連係（当該装置による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように、装置を商用電力と連係していることをいう。）し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値（単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下第３位を四捨五入する。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満またはインバータの定格出力が１０キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。

（２）　太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたもの。

（３）　設置時において未使用であるもの。

（４）　申請年度又はその前年度に設置したもの。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、自らが居住し、又は居住しようとする町内の対象者が所有し、又は所有しようとする住宅（専用住宅又は延べ面積の２分の１以上を居住の用に供する店舗等併用住宅）に対象システムを設置する個人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置した者

（２）　対象システムが設置された新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入した者

（３）　電力会社と太陽光発電余剰電力の受給を開始した者又はする者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

（１）　借りている住宅に設置する者

（２）　この要綱による補助金の交付を既に受けている者

（３）　矢吹町税等を滞納している者がいる世帯の者

（４）　その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費で、別表に掲げる経費とする。

２　補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、１キロワット当たり３万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（最大出力が４キロワットを超える対象システムについては、４キロワットとする。）を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

３　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　設置住宅の所在を示す地図
（２）　システム設置後の写真（住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計）
（３）　システムの仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表、単線結線図）
（４）　システムの経費に係る工事請負契約書の写し
（５）　システム設置に係る領収証明書及び経費内訳が確認できる書類の写し
（６）　太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
（７）　町税等納入状況確認同意書
（８）　その他町長が必要と認める書類
２　補助金の交付は、１住宅につき１回とし、かつ１申請者当たり１回限りとする。

（補助金の交付決定及び通知書類）

第６条　町長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。
２　町長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないものと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第３号）により、それぞれ通知するものとする。

（実績報告等の併合）

第７条　第５条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を併合するものとする。
２　前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

（補助金の請求）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付請求書（様式第４号）を町長に提出するものとする。
２　町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
（２）　その他補助金の使途が不適当と認められたとき。
２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第11条　交付決定者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第８号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（情報の提供等）

第12条　町長は、交付決定者に対し、必要に応じ使用状況その他情報提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成23年６月１日から施行する。

（矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱の一部改正）

２　矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱（平成21年矢吹町告示第15号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附　則（平成28年３月４日告示第９号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に改正前の規定によって補助金交付決定があり、かつ、平成28年３月31日までに電力受給開始がなされた者については、改正前の第４条第２項を適用する。

附　則（平成31年２月26日告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和５年３月24日告示第18号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

（１）　太陽電池モジュール
（２）　架台
（３）　接続箱
（４）　直流側開閉器
（５）　インバータ
（６）　保護装置
（７）　発生電力量計
（８）　余剰電力販売用電力量計
（９）　配線・配線器具の購入・据付
(10)　工事に関する費用

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

矢　吹　町　長　　様

住　所

申請者

氏　名

（電　話　　－　　－　　）

住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付申請書

　　年度において、矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金の交付を受けたいので、矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

補助事業の名称及び内容	矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業
	システム設置場所　　矢吹町
	住宅区分　　1 居　宅　　2 店舗等併用住宅
	設置区分　1 既存住宅　2 新築住宅（入居日　　年　　月　　日） 3 建売住宅（入居日　　年　　月　　日）
	太陽電池モジュールの最大出力の合計値（小数点以下第３位を切り捨て） （上記合計値が10キロワット以上の場合は、インバータの定格出力） □□　□□　キロワット
	補助金の申請金額　　円
	電力受給開始日　　年　　月　　日
	工事施工会社名
	担当者名・連絡先
添付書類	1　設置住宅の所在を示す地図 2　システム設置後の写真（住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計） 3　システム仕様が確認できる書類（モジュール配置図・出力対比表・単線結線図） 4　システム設置経費に係る工事請負契約書の写し 5　システム設置に係る領収証明書及び経費内訳が確認できる書類の写し 6　太陽光発電余剰電力需給契約確認書の写し 7　町税等納入状況確認同意書 8　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

矢吹町指令　第　　号

住　　所
氏　　名

補　助　金　交　付　決　定　通　知　書

　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、矢吹町補助金等交付に関する規則第７条の規定により通知します。

年　　月　　日

矢 吹 町 長

１　この補助金の交付の対象となる事業内容は、　　年　　月　　日付で申請のあった申請書の記載のとおりとする。

２　補助の金額は、　　円とする。

様式第３号（第６条関係）

矢吹町指令　第　　号

住　所
氏　名

補　助　金　不　交　付　通　知　書

年　　月　　日付けで申請のあった矢吹町住宅用太陽光発電システム促進事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

年　　月　　日

矢吹町長　　印

記

（理由）

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

矢　吹　町　長　　様

住　所
申請者
氏　名　　印
（電　話　　－　　－　　）

住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け矢吹町指令　第　　号で交付額の確定のあった矢吹町住宅用太陽光発電システム促進事業補助金を下記により交付されたく請求いたします。

記

助成事業の名称	矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業
交付金の請求金額	円

口座振込依頼書

金融機関名	銀　行 金　庫 組　合 農　協	本　店 支店・支所 出張所	
預金種別	１　普　通　　２　当　座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第５号（第11条関係）

年　　月　　日

矢吹町長　　様

申請人　　住　所

氏　名　　㊞

（電話　　－　　－　　）

処分承認申請書

年　　月　　日付け矢吹町指令第　　号による補助金等交付決定通知に係る補助事業により設置した住宅用太陽光発電システムを処分したいので、矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱第１１条の規定により申請いたします。

補助事業の名称	矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業
施工場所	矢吹町
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（　　）
処分の時期	
処分の理由	